

日程第2 議案第8号

具体的な取組

施策	単位施策	具体的な取組	総合振興計画の取組	担当課所館						
				教育総務課	学校総務センター	学校教育課	教育研究所	社会教育課	中央公民館	文化センター
1 学力日本一を目指す(知・徳・体)	1 子どもたちの学力(知)を伸ばす	1 学習内容を明確にした授業の実施 ・学校訪問、各種研修会、授業研究会の充実 ・英語「ラウンドシステム」の考え方を全学年、全教科で実施	☆			◎	○			
		2 学力向上対策の推進 ・全国学力・学習状況調査への取組 ・埼玉県学力・学習状況調査への取組 ・「総合的な学習の時間」を中心としたカリキュラム改善による、汎用的能力等の育成 ・学力向上補助員等の活用 ・「くまびスクール」による補充学習の充実 ・学習動画WEB版「くまびスクール」の配信・活用 ・1人1台の端末を使ったGIGAスクール構想事業 ・学力向上テキスト・映像版学力向上テキストの活用 ・英語指導専門員の訪問指導 ・研究委嘱事業の推進	☆			◎	○			
		3 特別支援教育の充実 ・特別支援教育支援員の活用					◎			
	2 子どもたちの豊かな心(徳)を育む	1 学校・家庭・地域の連携による体験活動の推進 ・「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」の取組 ・小中学校における進路指導・キャリア教育の充実	☆			◎	○			
		2 心の教育の充実 ・道徳の時間における子どもの心の「見える化」 ・実生活における道徳の「見える化」 ・命の大切さを学ぶ「生命(いのち)の授業」 ・学校図書館の充実	☆ ☆			◎	○			
		3 共生社会の推進やノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進 ・支援籍学習の推進					◎			
		4 積極的な生徒指導の推進 ・よりよい人間関係を築く学級経営の充実・向上 ・いじめの未然防止と早期対応、「いじめ撲滅宣言」及び「スマホ使い方宣言」の実践				◎				
		5 児童生徒の実態に応じた教育相談 ・学習、友人関係、不登校、いじめ等についての教育相談の充実 ・就学児の実態に応じた適切な就学相談 ・熊谷市教育支援センター「さくら教室」における相談及び指導の充実 ・発達障害を含む障害のある児童生徒への相談及び支援					◎			
		6 幼稚園・保育所(園)と小学校との連携支援					◎			
	3 子どもたちの体力(体)を伸ばす	1 学校体育の充実 ・運動の特性や運動量を確保する授業の実践 ・体育指導専門員の活用 ・タグラグビー教室等の取組 ・体力向上推進委員会の取組	☆ ☆ ☆			◎				
2 食育の充実				○	○	◎				
3 学校保健の充実 ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底				◎						
2 安全で快適な学校づくりを進める	1 学校の建物や設備を充実させる	1 教育施設等の整備 ・小中学校の適切な維持管理 ・小中学校校舎大規模改造の実施 ・小中学校トイレ整備(洋式化等)の推進	☆ ☆ ☆	◎						
		2 学校安全の充実			○	◎				
		3 教育情報機器の整備	☆	◎		○				
		4 安全でおいしい給食の提供 ・栄養バランスのとれた給食の提供 ・衛生管理の徹底 ・食物アレルギー児童生徒への対応 ・地産地消のための地元食材の使用	☆	◎	○					

施策	単位施策	具体的な取組	総合振興計画の取組	担当課所館						
				教育総務課	学校給食センター	学校教育課	教育研究所	社会教育課	中央公民館	文化センター
3 魅力ある生涯学習事業を充実させる	1 公民館等を充実させる	1 生涯学習講座の開設 ・生涯学習計画の策定 ・生涯学習の機会提供の充実	☆					○	◎	
		2 社会教育関係団体への支援	☆					◎	○	
		3 中央公民館の整備	☆						◎	
		4 社会教育指導体制の充実及び指導者・職員の資質向上						◎		
	2 図書館を充実させる	1 図書館利用の促進								◎
		2 地域読書活動の推進 ・子ども読書活動の推進 ・移動図書館サービス事業の推進 ・福祉配本事業の拡充	☆							◎
		3 美術・郷土資料展示室、教育普及活動の推進 ・資料の整備及び施設等の環境整備充実 ・企画展及び各種講座・講演会等の実施	☆							◎
		4 図書館から全国への情報発信 ・出版物等を活用した情報発信 ・写真俳句コンテストによる情報発信								◎
	3 スポーツ・文化村「くまびあ」を充実させる	1 生涯学習に関する自主事業の実施	☆						◎	
		2 利用団体への支援	☆						◎	
4 文化芸術活動を支援する	1 文化芸術活動を支援する	1 文化芸術活動を支援する ・文化芸術活動の機会創出、情報発信の充実 ・文化芸術団体への支援	☆ ☆					◎		
		2 プラネタリウム館の充実 ・幅広い内容の番組投影と観察体験の充実 ・新学習指導要領に合わせた学習投影番組の制作							◎	
	2 文化財の保護・継承を図る	1 西別府の幡羅官衙(はらかんが)遺跡群をはじめとした有形文化財等、文化遺産の保護と積極的な公開・活用	☆						◎	
		2 無形民俗文化財をはじめとする伝統文化の後継者育成と継承意識の醸成 ・市指定無形民俗文化財保存団体への補助 ・地域伝統芸能振興事業「地域伝統芸能今昔物語」の開催	☆						◎	
		3 市史の刊行 ・市史編さんに関する調査 ・歴史公文書の収集及び保存	☆						◎	
	5 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる	1 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる	1 家庭教育・地域活動の支援 ・放課後子供教室の充実 ・子どもセンター事業の充実 ・家庭教育講座や子育て支援事業の推進 ・学校施設の有効活用	☆ ☆	○				◎	
2 教育経費への経済的支援				◎						
3 学校給食費の第三子以降無償化				◎						
2 コミュニティ・スクールを推進する		1 コミュニティ・スクール導入促進事業	☆		◎		○			
6 人権尊重のまちをつくる	1 人権啓発を推進し、人権意識の高揚を図る	1 市民啓発の充実と推進 ・人権問題研修会、講演会の開催 ・人権教育関係団体との連携 ・集会所事業等の効果的活用	☆ ☆					◎		
		2 人権教育を推進し、人権尊重の心を育む	☆		◎		○			
	2 人権教育を推進し、人権尊重の心を育む	1 人権教育の充実			◎					
		2 人権教育研修の充実	☆		◎		○			
7 次世代のため、公共施設整理統合を推進する	1 施設の統廃合、再配置を効果的に推進する	1 施設分野別個別計画の策定・推進	☆	◎	○	○	○	○	○	

日程第 2 議案第 9 号

学校敷地の変更について

次の普通財産を、令和 3 年 4 月 1 日をもって教育財産として用途開始し、学校敷地を変更する。

件数	地番	地積	用途
1	八木田字黒羽 20 番 5	835 m ²	太田小学校学校農園として
2	三ヶ尻字八幡 2870 番 1	367 m ²	三尻小学校駐車場として
3	三ヶ尻字八幡 2870 番 2	542 m ²	三尻小学校駐車場として



①

1 八木田字羽黒20-5



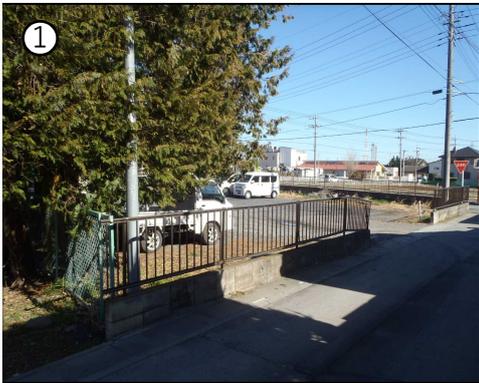
②



③



④



①

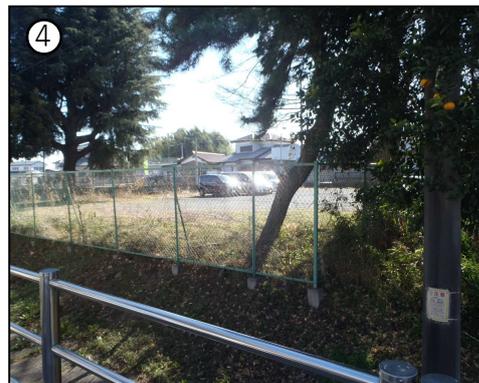
2, 3 三ヶ尻字八幡2870-1, 2



②



③



④

案内図

1 八木田字羽黒20-5



2,3 三ヶ尻字八幡2870-1,2



日程第2 議案第10号

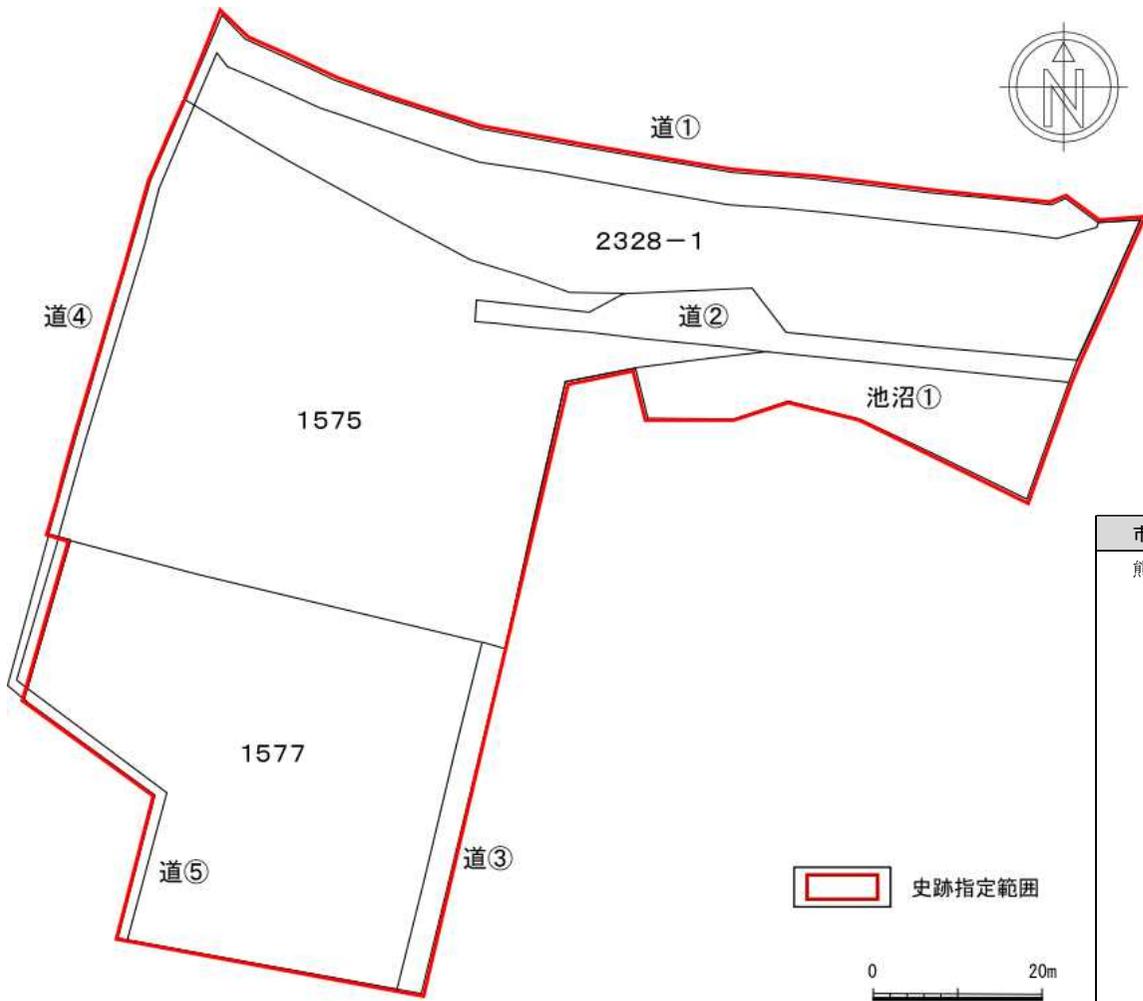
1 熊谷市指定文化財の解除について

- (1) 名 称 西別府祭祀遺跡
- (2) 種別・種類 記念物・史跡
- (3) 所在地 熊谷市西別府1575他
- (4) 管理者 宗教法人湯殿神社・熊谷市
- (5) 解除理由 幡羅官衙遺跡群の国史跡指定（平成30年2月13日）を機に行われた保存活用計画策定作業の中で、熊谷市指定史跡「西別府祭祀遺跡」についての検討がなされた。その結果、指定当時には範囲について地番等が明確に示されないままの指定であったため、市指定範囲を国史跡と同一と確定し、これにより、熊谷市文化財保護条例第7条4項の規定に基づき熊谷市指定を解除する。
- (6) 熊谷市文化財保護審議会の意見
「西別府祭祀遺跡」を構成要素とする「幡羅官衙遺跡群」の国史跡指定に係る熊谷市文化財保護条例第7条第4項に適合した事案であることから、本件の解除は適当と考える。

【参 考】

熊谷市文化財保護条例
第7条第4項

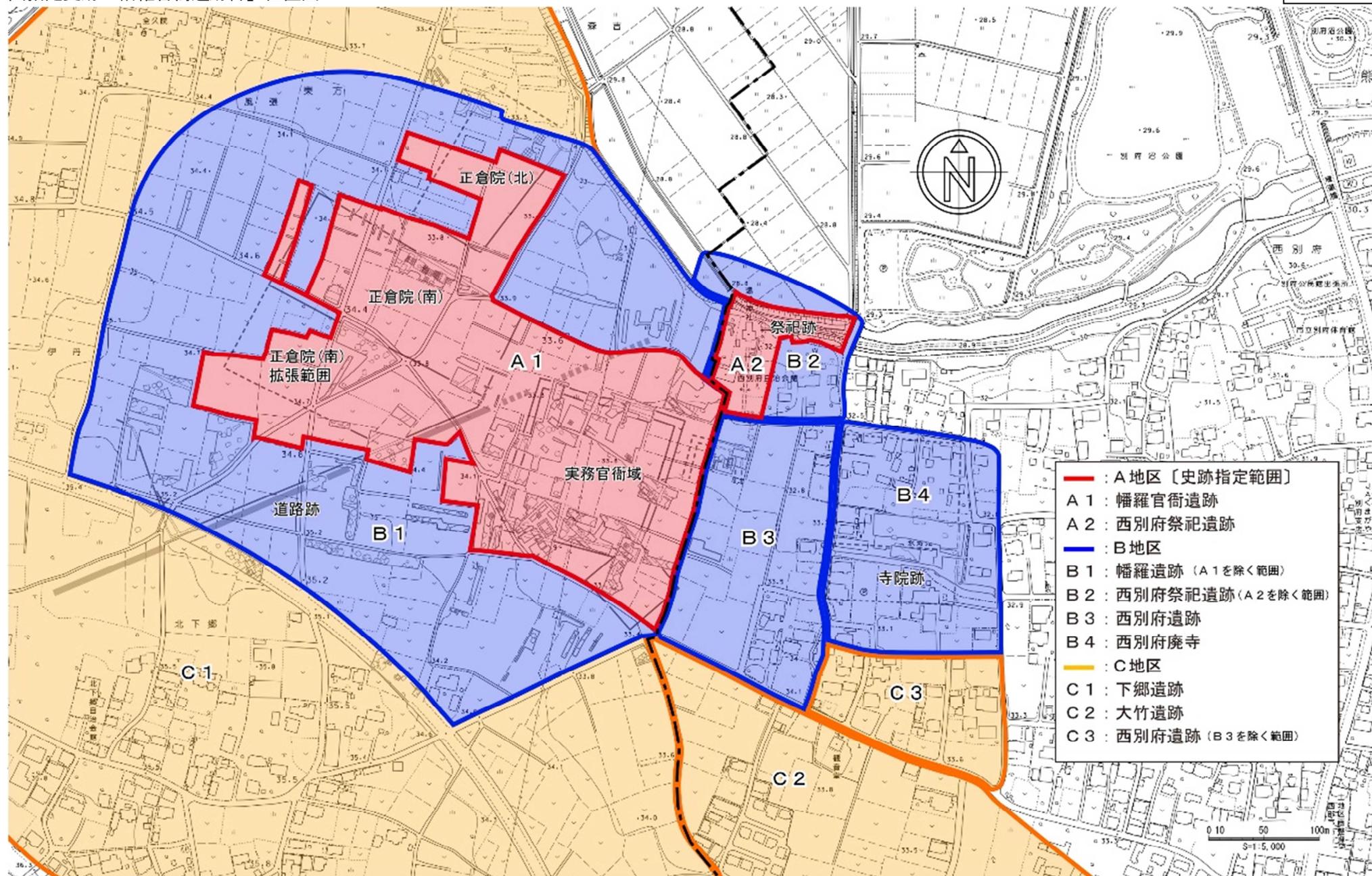
市指定文化財が法又は県条例の規定による指定を受けたときは、当該市指定文化財の指定は解除されたものとする。



西別府祭祀遺跡の指定範囲地番・地目一覧

市区分	地番	面積 (㎡)	地目	備考
熊谷市	西別府字西方1575番	2654	境内地/山林	宗教法人と総代の共有地
	西別府字西方1577番	1886	境内地/山林	宗教法人と自治会の共有地
	西別府字根岸2328番1	1341.93	池沼	
	西別府字根岸2328番1に南接し同字西方1575番に東接する道路敷	264.05	道	道②
	西別府字西方1577番に東接する道路敷	117.27	道	道③
	西別府字西方1575番に西接する道路敷	53.8	道	道④ (法定外道路) 深谷市行政界に隣接
	西別府字西方1577番に西接し同字西方1576番に南接する道路敷に東接するまでの道路敷	35.59	道	道⑤ 深谷市行政界に隣接
	西別府字1579番1に北接する水路敷	419.52	池沼	池沼①
	西別府字根岸2328番1に北接及び西接する道路敷	389.22	道	道①
計		7,161.38		

国指定史跡「幡羅官衙遺跡群」位置図



日程第2 議案第11号

熊谷市立小・中学校事務共同実施運営規程の一部を改正する訓令
熊谷市立小・中学校事務共同実施運営規程（平成29年教育委員会
訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 電子報告による年末調整事務処理要領に基づく諸報告を行うこと。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

熊谷市立小・中学校事務共同実施運営規程の一部を改正する訓令新旧対照表
 熊谷市立小・中学校事務共同実施運営規程（平成29年教育委員会訓令第2号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（略） （専決等） 第5条 （略） 2 前項の規定により指名された事務職員（以下「統括事務主幹」という。）が専決できる事項は、次に掲げる事項のうち、当該統括事務主幹の本務校（当該統括事務主幹が兼務により本務校以外に勤務している市立学校がある場合は、当該市立学校を含む。）ごとに当該市立学校の学校長が、あらかじめ指定した事項とする。 (1)～(5) （略） <u>(6) 電子報告による年末調整事務処理要領に基づく諸報告を行うこと。</u> <u>(7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めたこと。</u> （略）</p>	<p>（略） （専決等） 第5条 （略） 2 前項の規定により指名された事務職員（以下「統括事務主幹」という。）が専決できる事項は、次に掲げる事項のうち、当該統括事務主幹の本務校（当該統括事務主幹が兼務により本務校以外に勤務している市立学校がある場合は、当該市立学校を含む。）ごとに当該市立学校の学校長が、あらかじめ指定した事項とする。 (1)～(5) （略） (6) <u>前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めたこと。</u> （略）</p>